平成２２年（フ）第２４９号
福島県郡山市字北畑28番地の５　三春荘203号
債務者　馬場　陽子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１４１６号
名古屋市天白区中平２丁目1114番地　アネックスムラセ南棟302号
債務者　島田　秀登（旧姓杉本）
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４１７号
名古屋市天白区中平２丁目1114番地　アネックスムラセ南棟302号
債務者　島田いづみ
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７４１号
神戸市中央区花隈町27番１号ドルフィンズ花隈101号
債務者　川口きぬえ
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８６９号
兵庫県三田市武庫が丘５丁目１番地　Ｊ棟801号
債務者　高野　裕子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９４５号
神戸市垂水区名谷町字高曽2292番地の10市住４―1004号、従前の住所神戸市垂水区向陽３丁目２番23―302号
債務者　藤川　雅子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０７８号
神戸市長田区大日丘町１丁目７番２―308号、従前の住所神戸市北区鈴蘭台北町１丁目21番12号
債務者　五十嵐麻衣子（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０９３号
神戸市東灘区御影１丁目14番４―501号
債務者　久保　恭子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０９７号
神戸市中央区山本通２丁目６―12マンション桂606号、住民票上の住所兵庫県たつの市揖保川町新在家15番地54
債務者　黒石　哲矢
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１３９号
神戸市須磨区横尾６丁目３番地29号棟403号
債務者　松本　健一
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１４３号
神戸市須磨区前池町２丁目６番６号　大西ビル５階
債務者　大西　裕介
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１４５号
神戸市中央区熊内町８丁目12番14号
債務者　竹谷　重利
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１４６号
神戸市灘区友田町１丁目１番20―806号、従前の住所神戸市灘区大和町４丁目１番14号
債務者　小出栖珠子こと　小出スミ子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１５０号
兵庫県三田市武庫が丘７丁目６番地３棟1007号
債務者　片岡　幸治
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１６９号
兵庫県三田市学園３丁目２番地Ｊ棟302号
債務者　掛橋　基志
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５５号
山口市吉田3083番地　Ｃ３―107号
債務者　佐藤　　正
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１６５号
山口県防府市大字田島1434番地の42　市住44棟769号
債務者　田村　克巳
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
山口地方裁判所民事部破産係